

自動車リサイクル法登録許可申請・届出における 押印省略について

熊本県環境生活部環境局循環社会推進課

1 概要

これまで押印、原本及び公的書類原本提出の必要としていた書類について以下のとおりの取り扱いとします。

※押印は全ての書類で省略可能とします。

※本人性の確認は公的証明書類又は登録通知、許可証原本で担保します。

※押印された書類であっても写しの提出で可とします(公的証明書類は除く。)

※従来どおり押印して申請することを妨げるものではありません。

※申請者以外の第三者の押印を必要とするものについては、押印を省略する場合、署名(提出分は写しでも可)が必要です。

※公的書類(住民票、登記事項証明書等)は自動車リサイクル法施行規則の規定により提出が必要です。

※熊本県が発行する登録通知・許可証には、従来どおり公印を押印します。

2 対象書類一覧

種類	現行押印・提出等書類	省略等対応	理由(押印省略時の代替案)
押印書類	申請書(登録・許可)	押印省略可	
	定款(原本証明)	証明の押印省略可	原本と相違ない旨の証明文の記載が必要(押印は不要)。
	誓約書	押印省略可	
	土地賃貸借契約書等(原本証明又は原本照合)	写し可	
	変更・廃業等届出書	押印省略可	
	遅延理由書	押印省略可	
原本提出	先行登録通知・許可証	提出(従来どおり)	
公的書類	法人登記簿(履歴事項全部証明書)	提出(従来どおり)	
	住民票の写し	提出(従来どおり)	
	登記されていないことの証明	提出(従来どおり)	
	土地登記簿(全部事項証明)	提出(従来どおり)	